

2021年(令和3年)度分 スマホ確定申告について

22-002号
通巻:0229

確定申告の時期がやって参りました。コロナ渦で人込みの中へ外出することを避けている方も多いでしょうが、今回は税務署や確定申告会場へ行かずに申告できるスマホ申告について紹介します。私自身も何度かID・パスワード方式でスマホ申告をしましたが、簡単に操作することができました。

スマホ申告の対象範囲について

2か所給与の方などの申告は以前から出来ましたが、2021年分より特定口座年間報告書(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)、上場株式等の譲渡損失額(前期繰越分)及び外国税額控除がスマホの画面の大きさに適したレイアウトで表示され、入力しやすくなります。

またスマホ申告にはマイナンバーカード方式やID・パスワード方式(初めてのの方は本人確認書類を税務書に持っていけばその場で発行してもらえます)で行います。

スマホ申告の対象範囲 (NEW は令和3年分確定申告(令和4年1月~)から対応予定)	
【対象所得】	【各種控除等】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 給与所得 ➢ 雑所得 ➢ 一時所得 ➢ 特定口座年間取引報告書 NEW (上場株式等の譲渡所得等・配当所得等) ➢ 上場株式等の譲渡損失額(前年繰越分) NEW 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ すべての所得控除 ➢ 政党等寄附金特別控除 ➢ 災害減免額 ➢ 外国税額控除 NEW ➢ 予定納税額 ➢ 本年分で差し引く繰越損失額

給与の源泉徴収票をスマホで撮影・自動入力

スマホのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで記載内容を直接入力しなくても、確定申告等作成コーナーの該当項目に自動入力することができます。



納税について

① 振替納税(預貯金口座からの自動振替により納付)

事前に税務署又は金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありましたが、2021年1月からオンライン(e-tax)で提出できます。

注意事項

- ・ 利用者識別番号が必要です



② e-Taxを利用した電子納税(インターネットバイキングなど)

③ クレジットカード納付

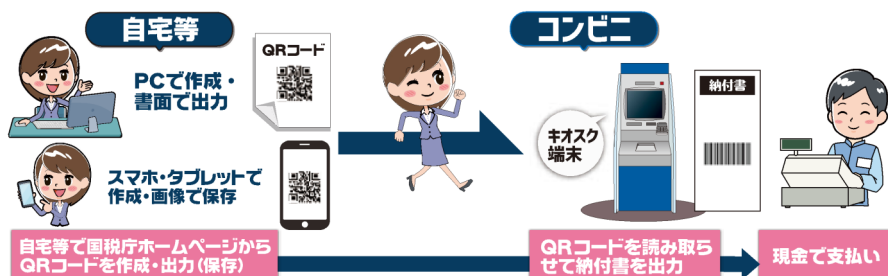
注意事項

- ・ 納付額に応じた決済手数料がかかります。
- ・ 領収書は発行されません。

④ QRコードを利用したコンビニ納付

注意事項

- ・ 納付できる金額は30万円以下となります。
30万円を超えるとQRコードは作成できません。
- ・ 領収書は発行されません。(払込金受領証は発行されます。)
- ・ 金融機関や税務署の窓口ではQRコードの納付はできません。
- ・ コンビニでの納付は現金のみとなり、クレジットカードや電子マネーは利用できません。
- ・ 納付済みの納税証明書の発行が可能となるまで3週間程度かかる場合もあります。



⑤ 窓口納税(金融機関又は所轄税務署で納付できます。)

～コメント～

納税について様々な方法がありますが、注意事項がありますので納付される際は事前にご確認ください。今回もID・パスワード方式で申告しましたが、来年こそ今回うまくいかなかったマイナンバーカード方式にて申告したいなと思います。

クラージュ総合会計事務所 武内 麻衣